

東浦町ごみの分別と減量をすすめる会会議録

会 議 名	平成 28 年度第 1 回東浦町ごみの分別と減量をすすめる会	
開 催 日 時	平成 28 年 10 月 25 日（火）午前 10 時から午後 12 時 00 分まで	
開 催 場 所	東浦町勤労福祉会館 2 階 会議室D	
出 席 者	推進員	水野 幸三郎（森岡連絡所長） 横山 友里（森岡地区住民代表） 谷口 勝（森岡台自治会長） 川東 美穂子（森岡台地区住民代表） 久米 弘（緒川連絡所長） 村松 崇代（緒川地区住民代表） 戸田 宏和（緒川新田連絡所長） 松尾 隆（緒川新田地区住民代表） 吉田 錠治（東ヶ丘自治会長） 平林 毅（石浜連絡所長） 平林 満江（石浜地区住民代表） 前田 明弘（石浜中自治会長） 太田 巖（石浜中自治会住民代表） 山田 隆（石浜西連絡所長） 春口 郁子（石浜西地区住民代表） 長坂 吉春（生路連絡所長） 河合 辰夫（生路地区住民代表） 田島 由美子（藤江連絡所長） 久米 英子（藤江地区住民代表）
	事務局	東浦町長 成田 昭二（生活経済部長） 古鷹 佳季（環境課長） 畔上 智（環境課環境衛生係長） 片山 皓平（環境衛生係主事） 加藤 史恵（環境衛生係主事）
欠 席 者	推進員	小貝 松弘（東ヶ丘地区住民代表）
議 題	1 平成 27 年度ごみ処理量及び処理費について 2 廃色用油の回収について 3 遺品整理業について 4 その他	
内 容	会議の公開を承認。内容は、別紙のとおり	

傍 聴 者	1 名
-------	-----

会議内容

環境課長 開式のことば
 会議の公開の了承（傍聴者 1 名）
 会議中の録音・写真撮影の了承
 資料確認

東浦町長 今回のごみの分別と減量をすすめる会では、平成 27 度におけるごみ処理量及び処理経費、廃食用油の回収、遺品整理業について、ご説明させていただきます。

皆さんからご意見、ご質問をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

環境課長 本会議の目的と概要説明。

座長選出

議事の進行は、本会設置要綱第 5 条の規定により、座長選出を行う。

石浜連絡所長から緒川連絡所長の推薦あり。緒川連絡所長が座長として承認される。

座 長 あいさつ、議事進行

議題 1 平成 27 年度ごみ処理量及び処理費について

平成 27 年度ごみ処理量とごみ処理費について、事務局から資料 1 に基づき説明した。

処理量は 11,867.2 トンで、前年度から 179.4 トン増加となった。処理費は住民 1 人当りのごみ処理負担額は 6,952 円、世帯当りでは 17,603 円となり、前年度対比で 1 人当り 575 円、世帯当り 1,636 円、負担額の減少となった。これは、東部知多衛生組合の大東最終処分場が完成したことに伴う、負担金の一時的な減少が影響している。今後は、新焼却施設の建設に伴い、徐々に増加していく見込み。

特に意見、質疑は無し。

議題2 廃食用油の回収について

廃食用油の回収について、事務局から資料2に基づき説明した。

ごみの減量と資源リサイクル化推進のため、緒川地区。石浜地区のコミュニティセンターで廃食用油の試験回収を8月から開始し、12月まで行う予定。

回収日は、プラスチック製容器包装の拠点回収と合わせて実施。

石浜コミュニティセンターは、第1・第3 木曜日、緒川コミュニティセンターは、第2・第4 金曜日に回収。

廃食用油の排出可能な時間帯は、収集日の前日に専用のポリタンクが設置された時から、収集日当日の朝8時まで。

回収の対象となる廃食用油は、家庭での天ぷらなどに使う、なたね油、ごま油、オリーブオイルなどの植物性食用油に限定した。エンジンオイルや石油、動物性食用油は対象外とした。

排出方法は、ペットボトルなどの容器に入れて持っていき、回収場所に設置されている専用のポリタンクへ廃食用油を入れる。また、使用したペットボトルは、持ち帰って再利用するか、専用のポリタンク横にある回収かごに出す。

試験回収の実績は、8月に石浜東地区で9 kg、緒川地区で21 kg、計30 kg、9月は、石浜東地区で0 kg、緒川地区で10 kg、計10 kgの回収となった。

廃食用油の業者の回収には、収集運搬料はかからず、有料で引き取ってもらえる。引取り単価は、月2回の回収では、1 kgあたり1円、常設回収の場合、1 kgあたり13円 で町の収入となる見込み。

今回の回収量から推測すると、年間予測としては、月2回の回収の場合、963円、常設設置で回収の場合、12,519円が町収入の見込み。

回収した廃食用油は、インクやペンキなどの工業用原材料として再利用される。

試験回収を行った中での課題は、月2回の回収では、排出できる時間帯が制限されることで、収集量が見込めない点が挙げられる。

また、PRが不足していたこともあり、仮に月2回の回収を引き続き実施するのであれば、収集曜日の徹底を図らなければならない。

事務局としては、10地区でコミュニティセンターや集会所での常設設置を基本として、月1回の収集を考えている。ただし、地区によっては、運営上の問題も出てくるのが想定されるので、地区ごとに個別の相談を行う必要があると考えている。

【主な質疑等】

推進員 月2回の回収の場合、排出できる時間が制限されること、収集日の周知徹底が難しいため、回収用の専用ポリタンクを常設してみてもどうか。ただし、夜間や職員が常駐していない施設では、対象外のものが出され、不純物が混ざる可能性がある。場所によっては、ポリタンクの出し入れを行うなどして、対応をしていかなければならない。基本的には、常設型の設置で良いと思われる。

事務局 事務局としては、基本的には雨がかからない場所での常設設置を考えている。常設設置ができない場合は、個別に相談していきたい。

推進員 廃食用油の回収は町内全地区で実施するのか。また、廃食用油をペットボトルに移す手間もかかるので、ペットボトルごと出すことはできないのか。

事務局 全地区での回収を前提としている。また、当初はかごを置いてペットボトルに油を入れたまま出す方法も考えたが、現在の方法が回収効率も良く、引取り単価も高いことから、事務局としては今後も専用ポリタンクへ排出する方法を継続したいと考えている。

推進員 使用済みペットボトルは、もえるごみとして処分をすればよいのか。廃食用油を資源として回収しても、町への収入は数万円であるので、この額であれば、住民からの賛同を得られないのではないのか。また、全体でどれだけのゴミ処理コストの削減となるのかを教えてください。

事務局 使用済みペットボトルは、廃食用油の専用として再利用していただくか、もえるごみとして処分をしてもらえば問題ない。

また、焼却コスト削減の面で考えれば、大幅なコスト削減には繋がらない。しかし、今後も引き続きごみの減量化を進めていかなければならないのが現状である。もっと、ごみを減らさなければならぬとの意識を根付かせるためにも、廃食用油の回収を進めていきたいと考えている。

推進員 PRはどのように行なっていく予定か。

事務局 廃食油の本回収を実施する時には、100ℓのプラスチック製ドラム缶を各施設に設置したいと考えている。ドラム缶本体には、「東浦町廃食用油回収容器」と表示を行う。本回収を始める前には、広報への記事を掲載する。また、来年度「ごみの分け方・出し方ポスター」の改定時期にあたるので、

その中にも内容に盛り込んでいく予定である。

推進員 専用のポリタンクをコミュニティセンターに置いた場合、コミュニティセンターの職員がある程度、監視をしなければならないのではないかと。中には、蓋を開けたままにしたり、悪さをする人も出てくると思う。そうになると、常設の場合は誰かがパトロールをしなければ、きれいに使えないと思われる。事務局として、どのように考えているか。

事務局 食用油の回収業者や環境課が定期的に監視をすることはできないため、各施設の職員の方に、ある程度はご協力をしていただかないかと思っている。専用のポリタンクを設置する場所も含め、各地区と今後、調整していきたいと考えている。

推進員 いま、廃食用油を出してからのが議論されているが、果たしてどれだけの人がこの方法に賛同いただけるだろうか。ペットボトルに廃食用油を入れて、専用のポリタンクへ持っていくのは、かなりの手間である。年齢層を問わず、広くアンケートを取ったうえで、実施の検討すべきなのではないか。

事務局 住民、みなさんが賛同いただけるのは難しいと考えている。ただし、この廃食用油の回収は費用がかからないものであり、かつ町への収入も発生するため、少量の回収であっても実施していきたいと考えている。

推進員 役場の資源ごみ回収ステーションにも廃食用油回収用に専用のポリタンクを設置する予定はあるのか。

事務局 各地区の拠点設置で、必要に応じて役場の資源ごみ回収ステーションへ設置することも考えている。

推進員 試験回収において、専用ポリタンクを置いた周辺の汚れはどうだったか。

座長 大きな容器の中にポリタンクが置いてあるため、周りが汚れることはなかった。

推進員 いつから、本回収を実施するのか。

事務局 遅い場合でも、平成 29 年度 4 月からの収集開始を考えている。

座長 廃食用油の回収を実施するという考え方に賛成の方は挙手をお願いします。

座長 本事業の実施については、地区と事務局で個別に相談し、決めていくこととする。

議題3 遺品整理業について

遺品整理業について、事務局から資料3に基づき説明した。

遺品整理業とは、遺族に代わり亡くなった方の遺品の整理や不要となった物の処分を行う仕事。最近では、テレビニュースで特集が組まれたり、新聞記事が掲載されたりと注目が高まっている。

遺品整理業は需要が高まっている一方で、高額請求や貴重品の盗難、不法投棄等のトラブルが存在している

遺品整理士は「家の中で遺品を整理すること」はできるが、不要となったものをごみ処理施設等へ運搬することはできない。不要となったものを運搬するためには、「市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要。

仮に遺品整理業を行う者が市町村から許可を得ていない場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反となり、処罰の対象となる。

東浦町で遺品整理業等を前提とした「家庭系一般廃棄物収集運搬業許可」を取得するには、廃掃法の講習を受け、民間資格ではあるが、遺品整理士の資格をもっていることを要件としている。また、現在の許可業者は3者で、今年度4月から新規で許可を発行した。

議題4 その他

現在、東部知多衛生組合の新焼却施設の建て替えを行っており、供用開始は平成31年4月。東部知多生成組合の構成市町である大府市、豊明市、阿久比町、東浦町の2市2町で、ごみ減量化施策の一環として、ごみ処理の有料化を検討している。知多管内では、既に常滑市が導入している。

今年度、本会として常滑市への視察を考えており、日にちは平成28年11月24日（木）で、詳細については文書で通知をさせていただく。